

○原子力規制委員会告示第五号

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第四十八条第一項の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月二日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示の一部を改正する告示

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第十二号）の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及

び改正後欄に対応して掲げて いる場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げて いる場合であつて、改正後欄にこれに対応するものを掲げてい ないときは、当該規定を削ること。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

**別表 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示の一部改正に関する表**

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>四〇号四〇四〇四〇四〇四〇三〇          五十号四〇四〇三〇二〇一〇十九          五〇を削る。〔略〕〔略〕〔略〕〔略〕〔略〕〔略〕〔略〕</p>
	<p>五〇四〇四〇四〇四〇四〇四〇四〇四〇          五十号四〇四〇三〇二〇一〇十九          九〇八〇七〇六〇五〇四〇三〇            「同上」日本原子力発電株式会社敦賀発電所          一号炉</p>